

## 甲 第 2 1 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表ESD最終年會合準備室の項中「ESD最終年會合準備室」を「ESD世界會議推進局」に改め、同項第1号中「會合の受入れ」を「世界會議の運営」に改め、同表保健福祉局の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項の次に次のように加える。

岡山っ子育成局

- (1) 子どもが健やかに育つとともに、子どもを安心して産み育てることができる総合的な施策の実施
- (2) 青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、健全に成長することができる環境の整備

第3条の表経済局の項第2号中「対策等」を「及び勤労者対策」に改める。

第2条 岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表ESD世界會議推進局の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1

日から施行する。

#### 提案理由

効率的、効果的な行政システムを実現するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 2 2 号 議 案

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例の制定について

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の公募及び選定に関し、必要な調査審議を行わせるため、法第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長及び岡山市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理候補者を公募するときの募集要項及び選定基準に関すること。
- (2) 公募による指定管理候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、調査審議させる公の施設を指定して、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、市長が必要と認める期間とする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次条第1項及び第6項並びに第8条に係る議事は、委員の過半数が出席する委員会の会議において、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員10人以内で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長はその結果を委員長へ報

告しなければならない。

6 委員長は、前項の規定による報告があったときは、委員会に諮るものとする。

7 第5条第3項の規定は、部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

公募の方法により募集する公の施設の指定管理者の候補者を選定するに当たり、選定過程の客観性及び透明性の向上を図るための委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 2 3 号 議 案

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例

財産区に属する基金に関する条例（昭和46年市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市藤井・鉄財産区の項，岡山市石妻財産区の項，岡山市福崎財産区の項及び岡山市高柳財産区の項を削り，同表に次のように加える。

岡山市大安寺財産区	岡山市大安寺財産区管理費積立基金
-----------	------------------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

岡山市藤井・鉄財産区ほか3財産区の基金を廃止し，岡山市大安寺財産区に基金を設けるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 2 4 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「船員法第50条第3項」を「船員法（昭和22年法律第100号）第50条第4項」に改め、「交付」の次に「，再交付」を加え，同条第18号中「第50条第3項」を「第50条第4項」に改める。

附 則

この条例は，平成25年3月1日から施行する。

提案理由

船員法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 2 5 号 議 案

岡山シンフォニーホール文化事業基金条例を廃止する条例の制定について  
岡山シンフォニーホール文化事業基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山シンフォニーホール文化事業基金条例を廃止する条例  
岡山シンフォニーホール文化事業基金条例（平成4年市条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

岡山シンフォニーホール文化事業基金を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

## 甲 第 2 6 号 議 案

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会推進センター条例（平成12年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条を削り，第15条を第14条とし，第16条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2を削り，別表第1を別表とする。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市男女共同参画社会推進センターの喫茶施設を別の用途に使用するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 2 7 号 議 案

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例の制定について  
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 2 8 号 議 案

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定める条例の制定について

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定める条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の成立の日にその職員となるべき本市の職員に係る内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年市条例第72号）附則第2項に規定する総合病院岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに職員を引継ぐ岡山市の内部組織を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 2 9 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基準該当指定障害福祉サービス」を「基準該当障害福祉サービス」に改める。

第2条第12号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め，同条第17号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

第5条第4項中「その他」を「その他の」に改める。

第24条第2項中「多用な」を「多様な」に改める。

第50条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第59条第3項、第106条第3項、第120条第3項及び第132条第4項中「多  
用な」を「多様な」に改める。

附則第3条第1項第1号中「第89条第2項第1号」を「第89条第2項第2号」に  
改める。

(岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一  
部改正)

第2条 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及  
び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第4条第1項第1号ア(ウ)中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第1号」に  
改め、同項第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活  
を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第7条第2項中「従たる事業所の職務」を「当該従たる事業所の職務」に改める。

第11条第4項中「まで」を削る。

第21条第2項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第22条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社  
会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2  
4年市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第4号中「障害者自立支援法に基  
づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社  
会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に  
関する基準」に改める。

第16条第3項中「多用な」を「多様な」に改める。

(岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第9条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第13条第3項中「従たる事業所の職務」を「当該従たる事業所の職務」に改める。

第18条第3項中「多用な」を「多様な」に改める。

(岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「多用な」を「多様な」に改める。

附則第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

提案理由

障害者自立支援法の一部改正に伴う厚生労働省関係政省令の一部改正に伴い，所要の措置を講ずる等のため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 3 0 号 議 案

岡山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

岡山市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2月21日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、岡山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 岡山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 岡山市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 岡山市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を対

策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員その他職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、岡山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 3 1 号 議 案

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置条例の制定について

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置条例

(設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）により実施する一般廃棄物処理業等の合理化事業について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物処理業等の合理化事業のあり方に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民組織の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、副会長は2人以内とする。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 3 2 号 議 案

三丁目劇場条例を廃止する条例の制定について

三丁目劇場条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

三丁目劇場条例を廃止する条例

三丁目劇場条例（平成12年市条例第37号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部改正）

2 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表三丁目劇場条例（平成12年市条例第37号）の項を削る。

提案理由

三丁目劇場を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

## 甲 第 3 3 号 議 案

岡山市建部町温泉宿泊研修センター条例を廃止する条例の制定について

岡山市建部町温泉宿泊研修センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市建部町温泉宿泊研修センター条例を廃止する条例

岡山市建部町温泉宿泊研修センター条例（平成18年市条例第95号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部改正）

2 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市建部町温泉宿泊研修センター条例（平成18年市条例第95号）の項を削る。

提案理由

新市基本計画に基づくたけべ八幡温泉郷再整備事業に伴い、建部町温泉宿泊研修センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

## 甲 第 3 4 号 議 案

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

岡山市クラインガルテン条例（平成7年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表ラウベ付き農園の項中「60,000円」を「36,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

ラウベ付き農園の利用に係る使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 3 5 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表中

「

北長瀬駅南口自転車等駐車場	岡山市北区北長瀬	を
---------------	----------	---

」

「

北長瀬駅南口自転車等駐車場	岡山市北区北長瀬表町二丁目	に，
---------------	---------------	----

」

「

久米鉄工センターバス停自転車等駐車場	岡山市北区久米	を
--------------------	---------	---

」

「

久米鉄工センターバス停自転車等駐車場	岡山市北区久米	に，
辛香バス停自転車等駐車場	岡山市北区菅野	

」

「

備中高松駅東自転車等駐車場	岡山市北区高松	を
---------------	---------	---

」

備中高松駅東自転車等駐車場	岡山市北区高松	に、
建部駅前自転車等駐車場	岡山市北区建部町中田	

」

鉄バス停自転車等駐車場	岡山市東区鉄	を
-------------	--------	---

」

鉄バス停自転車等駐車場	岡山市東区鉄	に、
西大寺中野自転車駐車場	岡山市東区西大寺中野	

」

一日市バス停自転車等駐車場	岡山市東区一日市	を
---------------	----------	---

」

一日市バス停自転車等駐車場	岡山市東区一日市	に、
藤井バス停自転車等駐車場	岡山市東区藤井	

」

福浜小東バス停自転車等駐車場	岡山市南区福富東一丁目	を
----------------	-------------	---

」

福浜小東バス停自転車等駐車場	岡山市南区福富東一丁目	に改める。
都六区下バス停自転車等駐車場	岡山市南区藤田	

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

辛香バス停自転車等駐車場等を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 3 6 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」を「，長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」に改める。

第2条中「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「，長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第16条を第17条とし，第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ，第12条の次に次の1条を加える。

（低炭素建築物の認定申請手数料）

第13条 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（次項に掲げる申請を除く。）に対する審査手数料の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）及び登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。）が交付する適合

証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。） 4, 500円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。） 住戸の戸数及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(7) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 1戸のもの 4, 500円
- b 1戸を超え、5戸以内のもの 9, 100円
- c 5戸を超え、10戸以内のもの 15, 700円
- d 10戸を超え、25戸以内のもの 26, 100円
- e 25戸を超え、50戸以内のもの 43, 800円
- f 50戸を超え、100戸以内のもの 78, 500円
- g 100戸を超え、200戸以内のもの 124, 000円
- h 200戸を超え、300戸以内のもの 157, 000円
- i 300戸を超えるもの 167, 000円

(イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 住戸の戸数の区分に応じた

(ア)の額に、共用部分の床面積（共用部分の床面積が0の場合を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えて得た額

- a 300平方メートル以内のもの 9, 100円
- b 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26, 100円
- c 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 78, 500円
- d 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124, 000円

e 10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの  
157,000円

f 25,000平方メートルを超えるもの 196,000円

ウ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。） 住戸の戸数, 住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を合算した額

(7) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ, それぞれイ（ア）に定める額

(イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 住戸の戸数の区分に応じたイ（ア）の額に, 共用部分の床面積の区分に応じたイ（イ）の額及び非住宅部分の床面積の区分に応じたイ（イ）の額を加えて得た額

エ 非住宅建築物（非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。）

(7) 建築物全体の認定 非住宅建築物の床面積の区分に応じ, それぞれイ（イ）に定める額

(2) 適合証の提出がない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 33,300円

イ 共同住宅等 住戸の戸数及び共用部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を合算した額

(7) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額

a 1戸のもの 33,300円

b 1戸を超え, 5戸以内のもの 67,400円

c 5戸を超え, 10戸以内のもの 94,900円

d 10戸を超え, 25戸以内のもの 133,000円

e 25戸を超え, 50戸以内のもの 191,000円

f 50戸を超え, 100戸以内のもの 275,000円

g 100戸を超え, 200戸以内のもの 372,000円

h 200戸を超え, 300戸以内のもの 488,000円

i 300戸を超えるもの 573,000円

(イ) 住棟全体の認定又は住棟全体及び住戸の認定 住戸の戸数の区分に応じた  
 (ア) の額に、共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えて  
 得た額

- a 300平方メートル以内のもの 106,000円
- b 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 176,000円
- c 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 274,000円
- d 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 352,000円
- e 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 421,000円
- f 25,000平方メートルを超えるもの 490,000円

ウ 複合建築物 住戸の戸数、住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ、それぞれイ(ア)に定める額

(イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 住戸の戸数の区分に応じた  
 イ(ア)の額に、共用部分の床面積の区分に応じたイ(イ)の額及び非住宅部分  
 の床面積の区分に応じたイ(イ)の額に、非住宅部分の床面積の区分に応じ、そ  
 れぞれ次に定める額を加えて得た額

- a 300平方メートル以内のもの 129,000円
- b 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 199,000円
- c 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 260,000円
- d 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 304,000円
- e 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

352,000円

f 25,000平方メートルを超えるもの 392,000円

エ 非住宅建築物

(7) 建築物全体の認定 非住宅建築物の床面積の区分に応じたイ（イ）の額に、ウ（イ）の額を加えて得た額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条、第4条又は第5条に定める額を合算した額とする。

3 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 登録建築物調査機関及び登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。）が交付する変更適合証（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が法第55条第1項の基準に適合していることを証する書面をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 2,200円

イ 共同住宅等 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、住戸の戸数及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第2号イ（ア）及び（イ）に定める額を加えて得た額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分の住戸の戸数及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第2号イ（ア）及び（イ）に定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、住戸の戸数、住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第1号イ（ア）及び（イ）に定める額を加えて得た額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分の住戸の戸数、共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第1号イ（ア）及び（イ）に定める額を加えて得た額（その

額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第1号イ(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第1号イ(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(2) 変更適合証の提出がない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 16,600円

イ 共同住宅等 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、住戸の戸数及び共用部分の床面積それぞれの2分の1の戸数及び床面積に、追加される部分の住戸の戸数及び共用部分の床面積を加えた戸数及び床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第2号イ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、住戸の戸数、住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積それぞれの2分の1の戸数及び床面積に、追加される部分の住戸の戸数、共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積を加えた戸数及び床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第2号イ(ア)及び(イ)並びに同号ウに定める額を合算した額

エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、非住宅部分の床面積の2分の1に追加される部分の非住宅部分の床面積を加えた床面積の区分に応じ、それぞれ第1項第2号イ(イ)及び同号ウに定める額を合算した額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条、第4条又は第5条に定める額を合算した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

5 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る部分以外の都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認

定に対する審査手数料の額は、2,200円とする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

#### 提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定審査事務等に係る手数料額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 3 7 号 議 案

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

岡山市青少年問題協議会条例（昭和30年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

平成25年度の機構改革に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 6 0 号 議 案

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 3 月 5 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 3 号

岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(退職手当に係る特例)

3 勤続期間が35年以下である者の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

附則第5項中「44年」を「42年」に改める。

附則第6項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものを除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に附則第3項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第6項の規定により計算した退職手当の額」の次に「(当該勤続期間

が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成25年市条例第 号。以下「平成25年新条例」という。)の施行の日以後において、旧条例附則第3項を適用する者にあつては、104分の87)を乗じて得た額」を、「額(」の次に「基本額の計算において当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として新条例附則第3項の規定の例により計算して得られる基本額にそれぞれ100分の87(平成25年新条例の施行の日以後において、新条例附則第3項を適用する者にあつては、104分の87)を乗じる。」を加える。

第3条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成20年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「額(」の次に「基本額の計算において、当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として新条例附則第3項の規定の例により計算して得られる基本額にそれぞれ100分の87(岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成25年市条例第 号)の施行の日以後において、新条例附則第3項を適用する者にあつては、104分の87)を乗じる。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例附則第3項の規定の適用に

については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

4 第3条の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

#### 提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、本市においても退職手当の支給水準を引き下げるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 6 1 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 3 月 5 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 3 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第12条の4の2第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第12条の10第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」

を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額  
第12条の14第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの  
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の10第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第2項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第1項第3号、第12条の4の2、第12条の10第1項第3号及び第12条の14の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置を延長する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。